

退職・転勤（転職）等による給与所得者異動届出書の提出について

異動事由発生日の翌月10日までに提出してください。
提出先⇒納税課 特別徴収 電話03(5744)1197

- (1) 納税義務者が、退職・休職等により給与の支払いを受けなくなった場合は、速やかに「給与所得者異動届出書（以下「異動届）」を提出してください。
残りの税額は、一括徴収または普通徴収へ変更となります。
なお、普通徴収へ変更する場合は、後日、ご本人あてに普通徴収の納付書を郵送しますので、ご本人へ事前に周知くださいますようお願いいたします。

【一括徴収について】

次の全ての要件に該当する場合は一括徴収が義務付けられています。

- ①退職日が1月1日から4月30日までの間で退職後に新勤務先で特別徴収を継続する予定がない。
- ②残りの税額を超える給与または退職手当が支払われる。
(6月1日～12月31日の退職は、本人が申し出をした時のみ一括徴収となります。)

- (2) 転勤（転職）して新勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、前勤務先から新勤務先経由で異動届を提出してください。

(3) その他の注意点

- ①給与支払報告書の住所誤報の場合は、速やかに異動届を提出してください。
- ②1月1日時点で住所地変更がある場合は、現年度は旧住所地、新年度は新住所地で課税されるため、異動届は両方の市区町村に提出してください。
- ③「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記入せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記入してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は記入せず新勤務先へ送付してください。

記入漏れがないか、ご確認ください。

月割額の月分を記入
(納期限の月ではありません)

1月2日以降住所を
変更した場合で新住所
が分かる場合は、
給与の支払を受け
なくなった後の住所も
記入

一括徴収の場合のみ
記入

転勤（転職）先が記入

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

令和 年 月 日提出 (宛先) 大田区長

給与支払者 (特別徴収義務者) フリガナ 氏名又は名称 代表者の職氏名 個人番号又は法人番号

住所(居所)又は所在地 〒 フリガナ 氏名又は名称 代表者の職氏名 個人番号又は法人番号

給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日
受給者番号	フリガナ	円	円	円	月 日
氏名	(旧姓)				
生年月日	昭和・平成 年 月 日				
個人番号					
1月1日現在の住所					
給与の支払を受けなくなった後の住所					

①異動があった場合は、速やかに提出してください。

②給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

一括徴収の理由		徴収予定	
1 異動が令和 年12月31日までに、申出があったため	徴収予定月 日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額) 円
2 異動が令和 年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため			円

③死亡退職で、相続人を把握している場合は、次の欄にも記入してください。

相続人の氏名等	氏名	続柄	電話
	住所		

④転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	フリガナ	氏名又は名称	代表者の職氏名	法人番号	受給者番号

課係 氏名 電話 (内線)

新しい勤務先では 月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入します。

納入書(新規の場合は、いずれかを○で囲んでください) 要・不要

税額通知書に記載された
番号を記入

異動事由発生日を記入

9 その他(特別徴収不可)
を選択した場合は、該
当理由を必ず選択

死亡退職で、相続人を把握
している場合に記入

税額通知書(納税義務者
用)の受取方法について
電子データを希望されて
いる特別徴収義務者は必
ず受給者番号を記載

〈記入例〉

1 残りの税額を普通徴収（本人納付）に切り替える場合

受給者番号	フリガナ	オオタ	ハルコ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収	退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額
氏名	大田 春子 (旧姓)			円	6月	11月	8・10・31	① 退職 ② 転勤 ③ 合併 ④ 休業 ⑤ 長期欠勤 ⑥ 死亡 ⑦ 会社解散 ⑧ 住所誤報 ⑨ その他 (特別徴収不可)	1 特別徴収継続 2 一括徴収 (1月以降は必須)	円
生年月日	昭和・平成 ○年 ○月 ○日			円	10月	5月			3 普通徴収(本人納付) 理由	4,000,000
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			120,000	円	円			月分で納入 (月 日納期分)	控除社会 保険料額
1月1日 現在の住所	大田区蒲田1-1-1				50,000	70,000			理由	円
給与の支払を受け なくなった後の住所										200,000
1 (普C) 給与が少なく税額が引けない										
2 (普D) 給与の支払が不定期 (例: 給与の支払が毎月でない)										
3 (普E) 事業専従者 (個人事業主のみ対象)										

※(ウ)の未徴収税額を、ご本人が納付する場合です。
普通徴収へ変更する場合は、後日、ご本人あてに普通徴収の納付書を郵送しますので、ご本人へ事前に周知くださいますようお願いいたします。

3の普通徴収を○で囲みます。
記載が無い場合は、処理が保留となる場合がありますのでご注意ください。

2 残りの税額を一括徴収して納入する場合

受給者番号	フリガナ	オオタ	ハルコ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収	退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額
氏名	大田 春子 (旧姓)			円	6月	11月	8・10・31	① 退職 ② 転勤 ③ 合併 ④ 休業 ⑤ 長期欠勤 ⑥ 死亡 ⑦ 会社解散 ⑧ 住所誤報 ⑨ その他 (特別徴収不可)	① 特別徴収継続 ② 一括徴収 (1月以降は必須)	円
生年月日	昭和・平成 ○年 ○月 ○日			円	10月	5月			11月分 (12月10日納期分)	控除社会 保険料額
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			120,000	円	円			3 普通徴収(本人納付) 理由	円
1月1日 現在の住所	大田区蒲田1-1-1				50,000	70,000				200,000
給与の支払を受け なくなった後の住所										
1 (普C) 給与が少なく税額が引けない										
2 (普D) 給与の支払が不定期 (例: 給与の支払が毎月でない)										
3 (普E) 事業専従者 (個人事業主のみ対象)										

一括徴収の理由	徴収予定		
① 異動が令和8年12月31日までで、申出があったため	徴収予定月	徴収予定日	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)
2 異動が令和8年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	11・20		70,000円
			70,000円

※(ウ)の未徴収税額を、最後の給与で差引いて納入する場合があります。

一括徴収の「○月分で納入」欄は必ずご記入ください。
(ウ)の金額を納入する月のことです。
例えば、令和8年11月分の住民税の納期限は、翌月の12月10日です。何月分(翌月10日納期限)で納付するかお間違えの無いようご注意ください。

3 転勤（転職）等により異動後の勤務先で特別徴収をおこなう場合

受給者番号	フリガナ	オオタ	ハルコ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収	退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額
氏名	大田 春子 (旧姓)			円	6月	11月	8・10・31	① 退職 ② 転勤 ③ 合併 ④ 休業 ⑤ 長期欠勤 ⑥ 死亡 ⑦ 会社解散 ⑧ 住所誤報 ⑨ その他 (特別徴収不可)	① 特別徴収継続 ② 一括徴収 (1月以降は必須)	円
生年月日	昭和・平成 ○年 ○月 ○日			円	10月	5月			月分で納入 (月 日納期分)	控除社会 保険料額
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			120,000	円	円			3 普通徴収(本人納付) 理由	円
1月1日 現在の住所	大田区蒲田1-1-1				50,000	70,000				200,000
給与の支払を受け なくなった後の住所										
1 (普C) 給与が少なく税額が引けない										
2 (普D) 給与の支払が不定期 (例: 給与の支払が毎月でない)										
3 (普E) 事業専従者 (個人事業主のみ対象)										

「個人番号」は前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。

※転勤（転職）前の会社は【前勤務先記入欄】まで記入し、転勤（転職）後の会社に渡してください。
転勤（転職）後の会社は【新勤務先記入欄】を記入してください。

※受給者番号が必須となる場合があります。詳しくは3ページを参照してください。

特別徴収開始の月を記入してください。
前勤務先からの引継ぎにより、月割額を把握している場合はその金額をご記入ください。

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 前職事業所の場合は記入不要です)	1 2 3 4 5 6 7	法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	受給者番号	
新しい勤務先の住所 (居所) 又は所在地	〒111-1111 大田区蒲田1-1-1				
フリガナ	〇〇サンギョウ カブシキガイシャ				
氏名又は名称	〇〇産業 株式会社				
代表者の職氏名	代表取締役 蒲田 太郎				
課係	給与係				
担当名	△△ △△				
電話	(03)1111-1111 (内線 1111)				
納入書 (前職の場合は、いずれかを○で囲んでください)	② 不要				

※新勤務先の月割額について
新勤務先は、原則として前勤務先の徴収済月の翌月分から徴収します。
新勤務先が翌月分から徴収できない場合は、徴収開始月をずらすことができます。その際、月割額が変わりますのでご注意ください。